成年後見支援センターの広域設置について

- 1 令和4年度以降の成年後見支援センターの体制等について
- (1) 厚真町、安平町及びむかわ町との成年後見支援センター広域設置について
 - ・ <u>令和4年4月1日付で、苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町の1市3町により成年</u> 後見支援センターを広域設置する。
 - ・ 苫小牧市が1市3町を代表して苫小牧市社協と業務委託契約を結び、各町はそれぞれ 苫小牧市に対して負担金を支払う。→旭川市の「上川中部定住自立圏域」と同手法。
 - ・新年度からのセンターの名称は「とまこまい成年後見支援センター」とする。 →3町とは既に協議済み
 - ・広域設置に伴い、センターの職員を1名増員する。よって、令和4年度以降のセンター専任職員は、計4名となる予定。
 - ・各町住民の法人後見については、各町の社協がそれぞれ実施する。
 - →各町社協とは協議済みであり、令和4年度からの法人後見開始に向けて、今後準備を 進める予定。

(2) 中核機関の設置について

- ・センターの広域設置とあわせて、1市3町とセンターにより中核機関を設置する。
- ・市及び町は一次相談窓口を、センターは二次相談窓口を担当する。
- ・国の利用促進基本計画にある権利擁護支援の地域連携ネットワークや合議体等については、先日公表された第2期基本計画に向けた最終取りまとめの内容等を考慮しつつ、 3町とも協議しながら検討していく必要がある。
- ※第2期基本計画最終とりまとめによる地域連携ネットワークづくりの進め方
 - 権利擁護支援に関する窓口の明確化と浸透
 - ・成年後見制度の内容など権利擁護支援の促進・周知
 - ・中核機関の役割をどのような機関や体制で実施するのか明確化

権利擁護支援チームの形成・本人支援へ

- (3) 広域設置に伴う新規事業の実施予定について
 - ・3町における市民後見人養成講座の開催。
 - ・成年後見制度に関する町民向け講演会及び無料相談会の開催。
 - →いずれもセンターが主催し、会場は3町で年度ごとの持ち回りとする。

2 その他

- (1) 定住自立圏の形成に関する協定(※)の一部変更について
 - ・1市3町によるセンターの広域設置は、定住自立圏の形成に関する協定に新たな項目として追加される。変更協定は、2月17日開会の定例市議会に議案として提出予定。
- (2) 成年後見制度の事業推進に関する協定書等の締結について
 - ・定住自立圏の協定変更が各市町の議会で承認された後、1 市3 町で事業協定を締結する。

※定住自立圏とは

人口減少や少子高齢化が続く中で、地方から大都市への人口の流出を食い止め、圏域の市 町が連携・協力しながら、互いに役割分担し、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、 圏域全体の活性化を図ることを目的とした取組。

東胆振圏域においては、苫小牧市が中心市となり、白老町、厚真町、安平町、むかわ町との間で定住自立圏形成協定を締結している。主な取組項目としては、医療情報のネットワーク化、障がい者の地域生活支援、図書館相互利用の促進、防災体制の充実等。ここに新たな項目として、「成年後見制度利用支援体制の整備・充実」が加えられる。

〇成年後見支援センター広域設置に係るこれまでの協議経過について

(1) 白老町との協議について

令和3年5月14日、5月24日と協議を2回実施したが、裁判所の管轄の違い等の問題があり、白老町単独で令和5年までに成年後見支援センターを設置する方針が9月の定例町議会にて示されている。

(2) 厚真町、安平町及びむかわ町との協議について

- ・令和3年6月8日、8月27日に協議を実施した。また、7月13日には、法人後見実施に向けて3町の社会福祉協議会とも協議を実施している。
- ・3町については、それぞれ町内部での協議が整い、令和4年度の予算確保等の準備が進められている。

(3) 3町との第3回協議及び一次相談窓口研修の実施について

- ・令和3年12月20日、安平町において第3回協議を実施し、あわせて、各町役場の職員を 対象として一次相談窓口研修を行った。
- ・協議については、定住自立圏の形成に関する協定の一部変更、センター広域設置に係る事業 協定、令和4年度以降のセンター名称等について、苫小牧市より案を提示した。
- ・研修については、実際にセンターに寄せられた相談事例等を題材に、支援方法を考えていく 演習形式により実施した。